令和8年10月1日現在

1 入院基本料について

当病院は、一般病棟入院基本料10対1の届出を行っています。

病棟看護職員の日勤・夜勤を合計して、入院患者10人に対し1人以上の看護職員が勤務していることが原則となっています。

なお、時間帯ごとの配置数(受持患者数)は下記のとおりです。

(1) 朝8:30～夕方17:15まで　看護師1人あたりの受持患者数は6人以内です。

(2) 夕方17:15～深夜1:15まで　看護師1人あたりの受持患者数は20人以内です。

(3) 深夜1:15～朝8:30まで　看護師1人あたりの受持患者数は20人以内です。

2 地方厚生局長への届出事項について

当病院は、健康保険法等に定める基準に基づき、上記のほか下記事項を関東信越厚生局長に届出しています。(所管:関東信越厚生局新潟事務所)

(1) 入院時の食事について

入院時食事療養(Ⅰ)

当病院は、患者様の病状に応じて管理栄養士が管理する食事を適時(夕食については午後6時以降)・適温で提供しています。

(2) 基本診療料に係る事項

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 機能強化加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算2(初診料・再診料)
- 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- 急性期一般入院料5
- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算2
- 医師事務作業補助体制加算1:20対1
- 急性期看護補助体制加算:25対1
- 看護補助体制充実加算1
- 電子的診療情報連携体制整備加算2(入院料)
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 感染対策向上加算2
- 連携強化加算
- サーベイランス強化加算
- 地域支援・医薬品供給対応体制加算1
- 病棟薬剤業務実施加算1
- データ提出加算2
- 入退院支援加算2
- 地域連携診療計画加算
- 認知症ケア加算2
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 協力対象施設入所者入院加算
- 地域包括ケア入院医療管理料1

(3) 特掲診療料に係る事項

- がん性疼痛緩和指導管理料
- 救急搬送医学管理料3
- 夜間休日救急医学管理料3
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- 在宅療養支援病院3
- 在宅時医学総合管理料
- 施設入居時等医学総合管理料
- 介護保険施設等連携往診加算
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
  注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- 検体検査管理加算(Ⅱ)
- 時間内歩行試験
- 無菌製剤処理料
- 遠隔画像診断
- CT撮影マルチスライス型:16列以上64列未満
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 胃瘻造設術
- 輸血管理料Ⅱ
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 入院ベースアップ評価料47